

知っていますか？道の「苦情審査員」制度

○道が行った業務や制度の内容を審査する制度が「北海道苦情審査委員」制度です。○皆さん自身の利害に関わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てができます。○皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。

○審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。○もちろん、個人情報保護にも十分配慮します。

①苦情申立の窓口は、道庁の「道政相談センター」か各総合振興局(振興局)の総務課で受け付けています。
②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。
③ホームページからでも申立書をダウンロードできます。ホームページURL
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/dssc/kuijyou.htm>

④申立て方法は、「苦情申立書」に必要な事項を記入し、提出してください。
また、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

▼お問い合わせ先

北海道総合政策部知事室
道政相談センター
〒060-0858

札幌市中央区北3条西6丁目
・電話
011-204-5523

・ファックス
011-241-8181
・メールアドレス
kuiyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

協会けんぽからのお知らせ

○ジェネリック医薬品にかえてみませんか？

加入者の皆さまの薬代の負担軽減や健康保険財政の改善につながり、今後の医療費や保険料率の伸びが抑えられることから、協会けんぽでは「ジェネリック医薬品」の普及を推進しています。

かかりつけの医師・薬剤師へジェネリック医薬品の処方についてご相談してみませんか？

○禁煙・分煙の取り組みについて

北海道は全国的にみて、喫煙率が高い地域です。喫煙会けんぽ北海道支部では喫煙対策を通じて、加入者の皆さまの健康を守る様々な取り組みを行っています。ぜひホームページをご覧ください。

▼お問い合わせ先

・全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部
011-726-0352
・ホームページ
<https://www.kyoukaikempo.or.jp/>

働きたい方のための出張相談会

とまこまい若者サポートステーションは働きたいと思われている方に向けた就労自立支援施設です。

その他、就職相談も歓迎です。「働きたい」を応援する無料出張相談会を開催します。

○対象

概ね15歳から39歳の方。ご家族

○場所

ハローワーク静内分室
(新ひだか町静内御幸町2丁目1-40 ショッピングセンターピユア3階)

○内容

就労相談・就労体験ほか

○日時

・8月27日(火)
13時30分～15時
(先着順・予約可)
・毎月第4火曜日
13時30分～15時

▼お問い合わせ先

とまこまい若者サポートステーション
苫小牧市表町3丁目2-13
王子不動産第2ビル6F
0144-841-8670

心身障害者巡回相談のお知らせ

○日程
10月15日(火) 午後から
10月18日(金) 午前まで

○場所

新ひだか町公民館・コミュニケーションセンター
(新ひだか町静内古川町1丁目1番2号)

○相談内容

・補装具新規交付に関すること
・療育手帳の交付及び再判定に関すること 等

▼お申し込み先

相談を希望される方は、8月30日(金)までにお申し込み下さい。
日高町役場 子育て福祉課
福祉グループ
014561216183

門別警察署からのお知らせ

1 振り込め詐欺などの特殊詐欺に要注意

道内各地で、振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害が依然としてなくなっておりません。次に挙げることは、すぐにできる対策ですので、他人事と思わずに対策を行ってください。

○家族からのお金絡みの電話は詐欺を疑う。
携帯電話の番号が変わった「は、オレオレ詐欺の前兆です。」

古い番号も保存し、その番号にかけ直してみよう。
○警察官や公的機関の職員などを名乗ったら、一旦電話を切り、確認の電話をする。
NTTの番号案内(104)

で番号を調べ直してかけましょう。

○「レターパックで送金を」「お金を自宅に取りに行く」と言われたら、すぐに警察へ電話する。

○融資金を受け取る前に、お金を振り込むような仕組みになっている融資には申し込まない。

2 車上ねらいや部品狙いに気を付けて

○自動車盗難、車上ねらい、部品ねらいのいずれも7割くらいは駐車場が発生しています。

○車上ねらい被害に遭った車の6割くらいは、施錠していましたが、車内に上着や手荷物があったため、貴重品がなくても被害に遭っていますので、車内は空っぽにしましょう。

○コンビニやトイレなど「ちよつとの間」でも必ず施錠しましょう。

○管理が行き届いた明るい駐車場を利用するようにしましょう。

3 夫婦間や交際者間の喧嘩も犯罪になり得ます

夫婦げんかとも言えども、相手を叩いたり、蹴ったりすれば、暴行罪です。
子供の前で喧嘩しても児童虐待(心理的虐待)となり得ます。

ちよつと前であれば、「夫婦げんかは犬も食わぬ」と言われ、問題視しない社会の風

潮もあつたかも知れませんが、今は違います。ほんの少しでも、犯罪要素があるときは、双方から詳しく事情聴取しますし、行き過ぎがあれば、逮捕留置することもあります。

まさかこんなことになるとは・・・と後悔しても遅すぎます。

そうならないためにも事態がエスカレートする前に、家族でもお互いに注意し合いましょう。

また、大事になる前に、警察に相談しましょう。

▼お問い合わせ先
札幌方面門別警察署
014561210110

毎月勤労統計調査 特別調査にご回答ください

この調査は、常用労働者が1〜4人の事業所における労働者の賃金、労働時間等の実態を明らかにするため、7月31日（給与締切日の定めがある場合には7月の最終給与締切日）現在で実施しています。

対象となった事業所には、8月から9月にかけて、知事が任命した統計調査員が訪問しますので、ご回答くださいますようお願いいたします。

なお、調査の内容は、統計以外の目的に使用されることはありません。

▼お問い合わせ先

北海道総合政策部情報統計局
統計課 労働統計グループ
011120415146

北方領土の日
特別啓発期間の実施

「返還へ

世代を越えて
つなく声」

北海道では、国民の悲願である北方四島（歯舞・色丹・国後・択捉）の早期返還の実現を目指し、世論の結集を図るため、令和元年8月1日から8月31日までの期間で「北方領土返還要求運動強調月間」を展開しております。

なお、この期間中、役場本庁・日高総合支所・水くらしサービスセンター・厚賀出張所窓口にて返還署名コーナーを設置いたしますので、道民みなさまの積極的なご支援とご協力をお願いします。

北方領土に関するホームページもご利用ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

▼お問い合わせ先

日高町役場総務課
人事給与グループ

014561215131



北方領土返還要求運動シンボルの花「千島桜」

消費者ホットライン188とは？

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていることはありませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや!）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター「イヤヤン」

一人で悩まず、まずは相談

大切なのはすぐに相談することです
困ったときは、一人で抱え込まないで
「消費者ホットライン「いやや」(局番なしの188)」までお電話を
『泣き寝入りは超いやや(188)！』で覚えてね

広告

広告募集欄

広告募集欄

広告募集欄